

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員退職手当支給規程

| | | |
|----|-------------|-----------|
| 改正 | 平成15年12月25日 | 機構規程第196号 |
| 改正 | 平成16年 3月18日 | 機構規程第216号 |
| 改正 | 平成17年 4月21日 | 機構規程第11号 |
| 改正 | 平成23年 3月31日 | 機構規程第91号 |
| 改正 | 平成25年 3月12日 | 機構規程第37号 |
| 改正 | 平成27年 4月 1日 | 機構規程第2号 |
| 改正 | 平成29年12月13日 | 機構規程第14号 |

(総則)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の役員に対する退職手当の支給については、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、解任され又は死亡した場合に、その者(死亡した場合には、その者の遺族)に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第23条第2項の規定により解任されたとき(同法同項第1号の規定により解任されたときを除く。)は、当該役員には退職手当を支給しない。

2 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、解任され又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)におけるその者の俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、主務大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の支給時期)

第4条 退職手当は、主務大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の機構の業務実績に対する評価をもとに総務大臣が策定する業務実績評価に基づく統一的な算定ルールを準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率(以下「暫定業績勘案率」という。)として前条の規定を準用して算出する退職手当(以下「暫定退職手当」という。)を支給することができる。この場合において、前条中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、主務大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条の規定により算定した退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月とする。

- 2 第3条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第7条 役員のうち、任命権者(通則法第20条の規定により任命権を有する者をいう。)の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算について、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職をした場合(前項の規定に該当する場合を除く。)の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額

とする。

- 6 前項の規定における退職手当の計算の基礎となる俸給月額については、当該役員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員として引き続いた在職期間等を勘案し、理事長がそのつど定める額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は役員と生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 退職手当を受ける順位は、前項各号の順位によるものとし、前項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合は、その人数によって等分して支給するものとする。
 - 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数処理)

第9条 退職手当の支給額の計算に当たって、100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(退職手当の返納等の取扱い)

第10条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法第12条から第17条(第13条第4項、第8項及び第9項、第14条第4項、第15条第2項及び第5項、第16条第3項、第17条第2項及び第8項の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは、「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(実施細則)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

第1条 この規程は、平成15年10月1日から適用する。

第2条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第2条第1項及び第3条第1項

の規定による日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団(以下「旧法人」という。)の解散に伴い、旧法人の役員から引き続き機構の役員となった者の第4条に規定する在職期間の算定については、旧法人の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。

第3条 平成14年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され、又は死亡した場合であって、その者の退職し、解任され、又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)における退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各項に掲げる額の合計額とする。

2 基準日の前日における旧法人の俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額(基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき100分の36の割合を乗じて得た額)

3 退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額(基準日以後に役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額)

第4条 前条の場合において、各在職期間(役職別期間を含む。)の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が規程第4条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

第5条 平成27年4月1日の前日までに業績勘案率が決定していない役員における退職手当の額及び支給時期については、規程第3条及び第4条の規定を、適用する。

附 則(平成15年12月25日機構規程第196号)

第1条 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

第2条 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され、又は死亡した場合における退職手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員退職手当支給規程第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 平成14年4月1日の前日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団の役員として受けていた俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額(平成14年4月1日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、平成14年4月1日の前日における異なる役職ごとの俸給月額に平成14年4月1日の前日までの異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

(2) 退職等の日における俸給月額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異

にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間(前号の規定に係る在職期間を除く。)1月につき100分の28の割合を乗じて得た額(基準日の前日までの当該期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日の前日までの役職別期間(前号の規定に係る役職別期間を除く。)1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

(3) 退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額(基準日以後に役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の規定により算定した額は、国土交通省独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内でそれを増額し、又は減額することができる。

第4条 第2条の場合において、各在職期間(役職別期間を含む。以下同じ。)の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則(平成16年3月18日機構規程第216号)

第1条 この規程は、平成16年3月18日から施行する。

第2条 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され、又は死亡した場合における退職手当の額及び支給時期については、規程第3条及び第4条の規定を、適用しない。この場合においては、次条及び附則第4条の規定に定めるところによる。

第3条 退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 平成14年4月1日の前日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団の役員として受けていた俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額(平成14年4月1日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、平成14年4月1日の前日における異なる役職ごとの俸給月額に平成14年4月1日の前日までの異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)
- (2) 退職等の日における俸給月額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における俸給月額)に任命の日から基準日の前日までの在職期間(前号の規定に係る在職期間を除く。)1月につき100分の28の割合を乗じて得た額(基準日の前日まで

の期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日の前日までの役職別期間(前号の規定に係る役職別期間を除く。)1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

(3) 退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額(基準日以後に役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

2 前項第1号及び第2号の規定により算定した額は、委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長がその職務実績に応じ、100分の10の範囲内でそれを増額し、又は減額することができる。

第4条 退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、暫定業績勘案率をもとに前条第1項第3号の規定を準用して算出する額及び前条第2項の規定による理事長が委員会が行う業績評価の結果を勘案し決定する増減の額を考慮しないものとして算出した額の合計額(以下「暫定退職手当額」という。)をその在職した最終年度の前の年度に係る委員会の評価結果の通知を受けた日又は支給事由の発生した日のいずれか遅い日以降速やかに支給することができる。この場合において、前条第1項第3号中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、委員会が当該役員の在職する最終年度に係る評価結果の通知及び当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条第1項第3号及び第2項の規定により算定された退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額を差し引いた額を支給する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条第1項第3号及び第2項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。

第5条 附則第2条の場合において、各在職期間(役職別期間を含む。以下同じ。)の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が規程第5条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則(平成17年4月21日機構規程第11号)

第1条 この規程は、平成17年4月21日から施行する。

第2条 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され、又は死亡した場合における退職手当の額及び支給時期については、規程第3条及び第4条の規定を、適用しない。この場合においては、次条及び附則第4条の規定に定めるところによる。

第3条 退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 平成14年4月1日の前日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団及び運輸施

設整備事業団の役員として受けていた俸給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額(平成14年4月1日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、平成14年4月1日の前日における異なる役職ごとの俸給月額に平成14年4月1日の前日までの異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。))1月につき100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

(2) 退職等の日における俸給月額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における俸給月額)に任命の日から基準日の前日までの在職期間(前号の規定に係る在職期間を除く。))1月につき100分の28の割合を乗じて得た額(基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日の前日までの役職別期間(前号の規定に係る役職別期間を除く。))1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

(3) 退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額(基準日以後に役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの俸給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

2 前項第1号及び第2号の規定により算定した額は、委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長がその職務実績に応じ、100分の10の範囲内でそれを増額し、又は減額することができる。

第4条 退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の業績をもとに「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について(平成17年3月23日決定)」を準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率(以下「暫定業績勘案率」という。)として前条の規定を準用して算出する退職手当(以下「暫定退職手当額」という。)を支給することができる。この場合において、前条第1項第3号中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条第1項第3号及び第2項の規定により算定された退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条第1項第3号及び第2項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。

第5条 附則第2条の場合において、各在職期間(役職別期間を含む。以下同じ。)の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が規程第5条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則(平成23年3月31日機構規程第91号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月12日機構規程第37号)
この規程は、平成25年3月12日から施行する。

附 則(平成27年4月1日機構規程第2号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月13日機構規程第14号)
この規程は、平成30年1月1日から施行する。